

綱 領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成17年
3月15日
発行
第188号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8 伸和ビル1F
TEL(03)8433-3028
FAX(03)8432-4560
Eメール shinrou@nyc.odn.ne.jp
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者 佐藤浩光

第四四回定期全国大会開催

―二〇〇五年賃上げ要求 二・五%（九千円）に決定―

二月二十日から二十二日の三日間、梅の香匂う静岡県熱海市「ニューフジヤホテル」において、全国より代議員及びオブザーバー等二〇二名の参加のもと、第四四回定期全国大会が開催された。
平成十七年度運動方針案や要求書案等について慎重な審議が繰り返され、役員選挙では山田隆幸氏（労資日赤）を中央執行委員長とする新体制が信任され、盛会のうちに無事終了した。

初日は、開会のことばの 木聖久氏（名二日赤）、書 動を振り返ると、前年と同後、出席者全員より日赤 記に中村俊治氏（山形血七） 様には、人動準拠の確 新労労働歌が合唱され、資 格審査・成立確認を経て大 引き続き、坂本中央執行 会役員の出出が行われた。 委員長が挨拶に立ち、次の 議長団には議長に高貴洋氏 ように述べた。
(千葉血七)、副議長に黒



「二〇〇四年の新労の活 動を振り返ると、前年と同 様に本社は、人動準拠の確 認書が結ばない場合は協定 を破棄するとの提案を示し てきた。これに対し新労は 強い遺憾の意を表明しなが らも、新労の理念である労 使協調に基づいた労使協議 体制を維持し、これまで勝 ち取ってきた協定書を守る べきとの臨時中央委員会決 議に基づき、また、前年度 の確認書がスタートライン との中央委員等の要望を踏 まえ本社と協議した結果、 「福利厚生充実」について は、今後、具体的な協定を 進めることを盛り込むこ とで確認書を取り交した。 結果、ベースアップは定昇 一・八六%、六千五百五十 八円で妥結し、連年の賃下 げに歯止めをかけることが できた。福利厚生の充実に ついても、本社が提案して きた全社福利厚生事業に ついて中央委員会等審議 し、本社と協議を重ねた結 果、確認書を取り交すに 至った。今次会期には二 月十八日付で協定書の締結 を行う予定になっている。

就任にあたって

中央執行委員長 山田 隆 幸

第四四回定期全国大会に おいて中央執行委員長に選 出され、承認を頂きまして ありがとうございます。 私は、執行部一年目にし て中央書記長の役を仰せつ かり、務めてまいりました が、今年度はさらに大役の 役割に就任し、その責任の 重大さを実感しています。 さて、日赤新労の原点で ある綱領を見ますと、「良 識ある労働運動を通じて吾 々の権利を守り、生活の安 定と向上をはかり、民主的 労働組合としての健全なる 発展を期し、赤十字の民主 化と近代化を促進すること によって人道的任務の達成 に寄与する」とあります。 組合員一人ひとりの生活の 安定と向上を図ることが、 組合活動の源に位置付けら れていることを、今一度再 確認したいと思います。そ して、組合活動の基本理念 である「労使協調の精神」 を継承することによって、 赤十字の基本原則でもある 「人道」、つまり、人間の 尊重を確保することに寄与 出来るものと考えます。 ところで、近年の社会情 勢においては、生活の向上 をはかるどころか、その安 定を確保することすらまま ならない状況であり、労働 組合そのものの存在意義も 問われそうな時代となつて います。この厳しい現実 に値することと思ひます。 「よく観て、よく聴いて、 日赤新労はこれまで「公 勇気(言う気)をもって」を 自分の合言葉とし、目的 達成を目指して一年を通じ て活動していきたくと思ひ ますが、そのためには何をさ 置き、各ブロック、各単 組、組合員一人ひとりの意 見を聞き、相互理解の下、 執行委員が丸と成り取ら ないと思ひます。今後とも 指導と鞭撻の程よろしく お願い致します。就任の 結果報告が行われた。

全会一致で承認された。続 いて、渡辺中央会計より平 成十六年度会計収支決算報 告が行われ、会計監査委員 からは適正且つ正確に処理 されている旨の報告がなさ れた。また、各単組代表が それぞれ単組活動報告とし て報告資料の補足説明を行 った。初日は終了した。 さて、二〇〇五年賃上げに ついて、新労は、第三回中 央委員会において二・五% (九千円)と決定し今大会 に提案しているの、十分 審議してご決定いただき、 今大会が実のある成果を上げることが出来るようにお 願ひしたい。 報告事項に入り、各部署 として組織・教宣・調査 の各部長より一年間の活動 報告が行われ、また、山田 中央書記長より資料にそっ と、山田新中央執行委員長 は、相談役に坂本前中央執 行委員長ら及び川島前中 央執行委員長を委嘱し、承認 された。 最後に、名古屋第二赤十 字病院の水嶋祥栄氏により 大会宣言が読み上げられ、 山田新中央執行委員長の方 強い掛け声のもと、出席者 全員で「頑張ろう」三唱が 行われ、無事三日間の大会 を終了した。

報告事項

- 一、各部報告
- 二、一般経過報告
- 三、会計収支決算報告
- 四、会計監査報告
- 五、単組活動報告

大会宣言



日本赤十字新労働組合連 動方針として、 合会は、第四四回定期全国 大会を、太陽と海と温泉の ぬくもりあふれる街、ここ 熱海市ニューフジヤホテル において盛大に開催した。 我々は、平成十七年度運 動方針として、 〇実質賃金を獲得し 〇豊かでゆとりある生活 〇労働時間短縮と 〇教宣活動を強化し 〇完全週休二日制の実施 〇組織の団結と活性化 〇熱海大会宣言とす 〇福利厚生の充実と 〇活力ある職場環境 〇定年年齢の引上げと 〇老後保障の充実 〇天下り人事を排斥し、適 正な人事管理と内部登用の 六項目をスローガンに掲げ、年々厳しさを増す医療 環境と労働条件の中、日赤 新労の理念を基調とし、全 組合員の協力のもと、ゆる ぎない意志と団結に努め、 要求貫徹に向かって力強く 前進することを誓います。 右、熱海大会宣言とす

審議事項

- 一、平成十七年度運動方針案について
- 二、要求書案について
- 三、闘争方針案について
- 四、予算案について
- 五、本部役員について
- 六、その他

平成17年度本部役員

	中央執行委員長 山田 隆幸 (芳賀日赤)		中央副執行委員長 佐合 政彦 (愛知血セ)		中央副執行委員長 川原 猛 (盛岡日赤)		中央書記長 佐藤 浩光 (岩手血セ)		中央会計 渡辺 智恵 (三原日赤)
	中央執行委員 黒木 聖久 (名二日赤)		中央執行委員 小寺 悟 (鳥取日赤)		中央執行委員 河嶋 哲博 (筑前山田日赤)		会計監査委員 西島 靖人 (大津日赤)		会計監査委員 佐久間直紀 (千葉血セ)

退任のご挨拶

前中央執行委員長 坂本 樹由

私が本部役員になったのは、窪岡博氏(千葉血セ・故人)の本部役員退任に際し、本部役員を出していなかった足利単組に注目されたため、平成五年に執行部入りして以来、十二年間務めてまいりました。

就任した当初は、バブル景気の崩壊で期末勤労手当が減額し始め、また一方で、特定級の導入により、その運用面で組合でも職場でもいろいろと混乱がありました。昇格基準の運用についても各施設で異なっていたため、団交で当時の上沢人事部長に、基準号俸の意味について確認を取りつけ、さらに、事務職課長の役付手当の引上げを勝ち取りました。

平成十五年からは初任給標準格付け、定年制、早期退職制度の導入によって、定年を待たずにこの制度を利用する職員が多いのには驚かされました。

今後は、血液センターの統廃合や赤十字病院の問題等から、施設間における人の行き来が問題になると思われます。そこは、新労の組合員同士が協力して、乗り切っていかなければなりません。

ご存知のように、本部役員も組合員の皆さんと同じように職場では通常業務をこなしており、その合間をぬって本社交渉、各種会議等に出席しています。本部役員が組合活動を行っているには、皆さんのご支援、ご協力が必要不可欠です。



特に署名簿活動は、本部で活動していく上では大きな支援、後押しともなりそうです。今後ともよろしくご協力ください。

組合員の皆さんには十二年間、多くのご支援を頂きありがとうございます。平成十五年三月以来二年間にわたり本部執行委員に就任し、組合の仕事に関わらせていただき、本部および各単組の皆様にはご指導ご鞭撻を賜りありがとうございました。

前中央執行委員 川島 環

日赤新労第四四回定期全国大会をもって、中央執行委員を退任いたしました。思い起こせば、平成四年に「三河ハイソ」で開催された第三一回大会において突然副執行委員長に話があり、お引き受けしてから十三年になります。その間、青山圭一氏、梅村正一氏、濱崎健蔵氏、坂本樹由氏と四代の執行委員長の下で活動させて頂きました。

新労の永年の要求であった定年制と関連諸制度の導入、また、平成十七年から導入される全社的福利厚生事業など、やと赤十字の諸制度が全社的になったのかなと思います。ただ、定年制導入にあたっては、病院内の初任給や昇格基準の取扱いに大きな差異があり、この是正についてあまり改善されないまま導入されました。制度導入が遅くなれば、その間は正が遅れるのではないかと思いましたが、昨今のペアがない時だけに、執行部の方々には、これからは正を正に向けて努力をお願いしたいと思っております。

今後、日本の経済状況を考えますと、職員を取り巻く労働環境の変化は益々厳しいものになり、組合本部の重要性は一層深まることになりそうです。更に、今回の新旧役員交代では世代交代を含め一〇年選手の役員二人が退任したこともあり、

前中央執行委員 永岡 弘道

この度、本部執行委員を退任するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。平成十五年三月以来二年間にわたり本部執行委員に就任し、組合の仕事に関わらせていただき、本部および各単組の皆様にはご指導ご鞭撻を賜りありがとうございました。

この間、団外交渉を始め組合活動のお手伝いをさせて頂いたが、貴重な勉強になりました。また、全国の組合員の本部に対する期待や役割の大きいことも実感いたしました。

新執行部の船出は荒々しいものになると思いますが、今後の活躍とご健勝、新労の益々のご発展を心から祈念してご挨拶させていただきます。本当にありがとうございました。

北から 南から

ソーセイジ作り 初体験

筑前山田赤十字病院職員組合

九州はもう春です。菜の花が咲き始め、桜の芽も顔をのぞかし、窓越しに暖かい季節の到来を感じています。

さて、わが筑前山田赤十字病院女性部では女性三三分ほど茹でて出来上がり。名、男性一名(本部新役員 河嶋哲博氏)が参加して一生懸命そして楽しく、ソーセイジ作り挑戦しました。

初めての体験でしたが、先生の指導のもと、豚肉を練り、ハーブや薬味を混ぜて、「美味しくなれ、最高の本当に楽しい部会」で、一日飲み過ぎの冷川で、



「また行きましょうね」と解散し、疲れて帰宅した。ちなみに、「ぶどうの木」 ☎〇九三二二八二二三三。ワインが本当に美味しく、地方発送もしているぞうです。(冷川 ひとみ)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

—平成17年4月1日実施—

- 育児休業・介護休業の対象労働者の拡大**
期間を定めて雇用される者のうち、以下のいずれにも該当する者について、育児休業及び介護休業の対象に加える。
イ. 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること。
ロ. 子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く)
※介護休業についても同様の考え方で適用
- 育児休業期間の延長**
子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6カ月到達するまでの休業を可能とする。
- 介護休業の取得回数制限の緩和**
同一の対象家族1人につき、介護を要する状態に至ったことに1回、通算93日の範囲内で休業を可能とする。
- 子の看護休暇制度の創設**
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は労働者1人につき年5日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとする。

